

令和2年度 第1回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和2年11月9日（月）午前10時00分～午前11時35分
場 所 豊明市役所 新館1階 会議室4
出席者 委員： 井澤知旦、後藤学、宮本英彦、酒井克俊、青木規久範
若林二郎、長谷川寿一、原田一也
幹事： 小森賢一 参事
藤井和久 行政経営部長
馬場秀樹 市民生活部長
宇佐見恭裕 経済建設部長
事務局： 中野都市計画課長
伊藤計画建築担当係長
土谷主事
説明者： 川島市街地整備課長
野村市街地整備担当係長
欠席者 委員： 鈴木敏、高木實

1 委員等紹介（席順により自己紹介）

2 議題

- (1) 会長等の選任について
- (2) 名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画の決定について（市決定）
- (3) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

3 報告事項

- (1) 特定生産緑地について

事務局： （選出方法について、豊明市都市計画審議会条例第6条による資格者、第2条第3項による指名推薦について説明。指名推薦での選出に対し、委員の同意を確認）

事務局： それでは、推薦をお願いします。

委員： 井澤委員を推薦します。

事務局： 井澤委員との推薦がありました。井澤委員を会長と決定してよろしいでしょうか。

（全員の賛成を確認）

- 事務局： 井澤委員に会長をお願いすることにいたします。会長は、議長席へ移動願います。
- 会長の職務代理者の選任についてですが、条例第6条第3項の規定により会長が指名することになっておりますので会長よろしくお願ひいたします。
- 会長： 会長の職務代理者を酒井委員にお願いします。
- 事務局： 酒井委員が会長の職務代理者に選任されました。よろしくお願ひいたします。
- 会長： ここで会長よりご挨拶をお願いします。
- 会長： (会長あいさつ)
- 事務局： 以降の進行を会長にお願いします。
- 会長： 議題に入る前に傍聴者の確認をします。本日は傍聴希望がありますか。
- 事務局： 傍聴希望者はおりません。
- 会長： それでは続いて、議事録署名者2名を選出いただきます。席次順でいかがでしょうか。
- 委員： (各委員より異議なしの声)
- 会長： では今回の議事録署名者は、1番後藤委員と2番長谷川委員にお願いいたします。次回からの議事録署名者については3番から順に指名させていただきますのでよろしくお願いします。
- なお、議事録における発言者の氏名等の記載について、これまでどおり記載しないことによろしいでしょうか。
- 委員： (各委員より異議なしの声)
- 会長： それでは、氏名等は記載しないことにします。
- では改めまして、会議に入っていきたいと思います。
- 議題に入ります前に、新任の委員の方もいらっしゃいますので、都市計画の決定権者及び都市計画に定める事項について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： (配布資料説明。)
- 会長： 只今の説明について、何かご質問はございますでしょうか。
- 委員： 資料第2号「都市計画審議会委員の役割に関する概要」で、都市計画法抜粋第77条の2第2項に「都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。」とありますが、建議の方法について、どう行えばよいのか説明願います。
- 事務局： 委員の方から意見書を事務局に提出いただきまして、都市計画審議会に建議とするか否か議題として、お諮りいたします。審議の結果、建議とすることとなれば、市長に提出させていただきます。
- 会長： それでは、その他ご質問もないようですので、議題に移ります。
- 会長： 名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

- 説明者：（配布資料を使い説明）
- 会長：ここで、一通り説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお順いします。
- 委員：B地区の調整池1号西側17m以上空けるという説明について、調整池1号西端から図面にある水路までの距離はいくつありますか。
- 説明者：約17mです。
- 委員：この間は何も建てる事は出来ないということでしょうか。
- 説明者：建てる事はできません。ただし、駐車場等の活用は可能です。
- 会長：区域東側にある緑地帯15mと比べると17m以上ありそうですね。
- 説明者：その通りです。調整池1号西端から水路を含むと30m程あります。
- 委員：同じような質問ですが、つまりこの部分は駐車場しか作れないという事でしょうか。
- 説明者：駐車場しか作れないという制限ではなく、建物が建てられないという制限です。
- 委員：という事は、この部分は何にも利用価値がないという事でしょうか。
- 説明者：利用は出来ます。例えば、緑地であると緑地としてでしか利用できませんが、この部分は建物以外であれば自由に活用は出来ます。また、建ぺい率が定められていますので、敷地いっぱいに建物を建てることは出来ません。敷地に対し建物が建てられない部分も当然あります。建物が建てられない空地ですが、何らかの活用は可能です。
- 委員：現在水路がありますが、企業がこの区画を入手するとすれば、どういう状態で入手することになるのでしょうか。
- 説明者：水路は付け替えて名古屋岡崎線の方へルートを替えます。機能を失った既存水路は取壊し整地を行います。整備後は、綺麗な宅盤となって使い易いと思います。また、先ほどもお話ししましたが、建ぺい率60%しか建てられないで、調整池1号西側17m部分の影響は、大きくないと考えています。
- 委員：緑地4、5号について、前回の説明では低木を植えると聞いておりましたが、南側の既存集落に対し、低木の緑地帯では騒音等が心配されます。近隣への説明会でそういった意見はありましたでしょうか。
- 説明者：そういった意見は出ておりません。むしろ、高木落葉樹等になると落ち葉が水路に詰まったり、田んぼへ入ることがあるので、どちらかと言えば、低木でしかも葉っぱが落ちない緑地帯なのかという点を心配されていました。騒音振動につきましては、緑地帯の幅が狭いのではないかという意見は出ましたけれども、それ程多くの意見は出ておりません。当然法律で規制されていますし、我々も指導要綱を基に指導を行っていきますので、そういった説明でご納得いただいております。
- 委員：調整池1号、2号とありますが、調整池は法律に基づいて作らなければならぬ。そういう理解でよろしいでしょうか。

- 説明者： その通りです。
- 委 員： 調整池の大きさについても、開発の規模に応じて決められているという事でよろしいでしょうか。
- 説明者： その通りです。調整池は、考えられる最大規模の大きさで設置しております。30年に一度の確率で降る降雨量を貯められるもの、プラス現在田んぼによつて貯められているものを併せた能力がある調整池です。一般的な個別開発で作られる調整池よりもさらに大きな調整池を作らなければならないという事で、今回の調整池を設置しております。
- 委 員： もう1点、調整池は当初C地区の南側でしたが、日照権の関係で現在の位置に移動したという事でしたが、具体的にどういう理由で変更したのですか。
- 説明者： 調整池1号の東側に現在ハウス栽培をしているハウスが存在します。このハウスにつきましては、冬の西日を利用してハウスの中の温度を温めて、かつ光合成をさせて栽培されています。田んぼにつきましては、建物を建てても日照については、影響がないとシミュレーション結果が出ておりますが、このハウスの部分については、特に配慮が必要という事で、当初の計画から変更しております。
- 委 員： 柿ノ木工業団地について、問い合わせがどの程度きてますか。また、建築用途制限について、産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設とあるように、かなり具体的な開発施設が記載されています。健康長寿に関する問い合わせが来ているという理解でよろしいでしょうか。
- 説明者： まず一つ目の質問ですが、問い合わせは30社ほどきております。次に、健康長寿分野につきましては、豊明市の特性を活かした産業立地計画があります。また、藤田医科大学さんもあるので、そういう所と連携しながら健康長寿分野のものも、研究開発施設も建てることができればというところであり、特別に具体的な問い合わせはありませんが、我々の工業団地の整備と計画の中の戦略のひとつとして記載しています。
- 会 長： 県の方でも開発を集約したいという方針を持っていたと思いますが、その中に健康長寿分野は入っていませんでしたでしょうか。
- 説明者： 県の方針ではありません。色々な分野がある中で、健康長寿もあれば、航空開発もあります。色々な分野で力を入れて行きたいというその中で、豊明市の色はどういった分野で出せるかと考えた時に、我々豊明市は健康長寿分野で注目されておりますので、この分野を豊明市の色としております。
- 委 員： 調整池などしっかり計画されたものを考えられておりますが、開発付近にある井堰川には、現在土が溜まっている事を懸念しています。この会議の場でお願いすることではないと存じ上げておりますが、その他事業において対策を取っていただきたく思います。
- 説明者： その件については、土木課で検討しております。井堰川は、豊明市が管理している所、県が管理している所があるので、市が管理している所は計画的

に川の底をきれいにしていきますし、県の管理している所についても、県に要望を出していくこととなっておりますので、予算が付き次第進んでいくと思います。

委 員：周辺の農家さんは、この開発でこれだけの規模の田んぼが嵩上げされる事について、排水の面で不安があるのではないかと思います。井堰川を整備することで排水がスムーズになり、不安解消に繋がればと思います。

委 員：工場排水について、どのように処理されてどこに流されるのでしょうか。

説明者：工場排水は、水質汚濁防止法に基づいて綺麗にした後に調整池に入れて、そこからまた流れでゆくことになります。

委 員：水質汚濁防止法の基準をクリアしているかどうかは、各工場から調整池に入る前に検査するのか、調整池から出る段階で検査するのか、どの段階で検査するのでしょうか。

説明者：調整池で検査しても、どこの工場がどの段階で排水したか分からなくなりますので、当然各工場内で検査、排水管理されるものと考えます。また、企業誘致において、選定していく中で法令順守、排水についても自社でしっかりと管理できる企業を誘致していく予定になっております。ただし、基準値以上の排水が確認された場合は、個別で企業が適正に対応していただくことになります。

委 員：なぜこの質問をしたかと言いますと東郷町の工業団地があって、その工業団地の調整池からの排水が若王子川へ流れています。若王子川は、井堰川や他の川と違って汚染されているように見受けられます。他の川にいる魚などが若王子川では見られません。川の水質を調べた訳ではありませんが、川の水質悪化を懸念しております。工場排水検査について、どれくらいの頻度で、どのような機関が行うのかお聞かせ下さい。

説明者：現段階では明確なことが言えませんが、少なくとも企業さんの中では、努力をしていただきます。また企業が浄化槽を整備しますので、法定点検は年1回行われます。ですが、明確な事はこの段階では示すことが出来ません。

会 長：開発の段階では排水のルートをチェック、排水の水質については、別の条例などでチェックとなるということですね。

説明者：市の機関としては、開発指導要綱などで、環境課が個別にチェックしていくことになります。

委 員：調整池や緑地の管理は、どこが行うことになりますか。

説明者：調整池は市の土木課が管理します。緑地の4号、5号については、市の都市計画課が管理します。それ以外の緑地については、企業用の緑地になりますので、企業が管理することになります。

委 員：緑地の木が枯れたら、市が捕植するという事ですね。

説明者：市の管理する部分は、そういう事です。

委 員：調整池の不具合で修繕が発生した場合は、市が行うということですね。

- 説明者： その通りです。
- 委 員： 調整池、緑地 4 号、5 号の所有権は、市になるという事ですね。
- 説明者： その通りです。道路と同じように考えていただければ結構です。
- 委 員： 道路 4 号は、中川町内の道路と接続される計画です。工業団地で働く人の通勤経路になる事も予想されますが、中川町内の道路幅員は道路 4 号と比べて狭いです。中川町内会から道路拡幅の要望はなかったのでしょうか。
- 説明者： 町内の道路を通り抜けされる心配のご意見はありました。道路広げると通過車両が増えるため、入って来られないようにして欲しいとの事でした。そのため、看板設置により通行不可の明示すること。また、こちらに誘致する企業さんには、通勤の際に集落の中を通らないように、企業のトラック等も通らないように指導するという形で、町内会とは調整しております。企業さんが決まって来た段階で、個別に町内会と相談しながら、できる限りご迷惑をかけないようにして行きたいと考えております。また一方で、道路 4 号を止めてしまうと、中川町内の人達が名古屋岡崎線に出られなくなってしまうので、配慮しながら進めて行きたいと思います。
- 委 員： 調整池 1 号は井堰川が排水先ですね。その排水経路はどうなっているのでしょうか。
- 説明者： 調整池 1 号から道路 2 号の脇を通って、道路 3 号に繋がり、そのまま西側へ向かって井堰川へ流れます。
- 委 員： 調整池 2 号は天王川ですね。
- 説明者： その通りです。調整池 2 号は南側を通って、天王川へ流れます。
- 委 員： この計画は、手続フローではどの段階に来ているのでしょうか。
- 事務局： 資料第 6 号の手続フローの市町村決定をご覧ください。知事への協議手前、都市計画審議会（審議）の段階です。
- 委 員： 都市計画審議会（答申）はどの段階で行われますか。
- 事務局： 審議後が答申です。本日の審議後、答申文書を作成させていただきます。
- 会 長： この原案が承認となった段階で、答申とするのですね。
- 事務局： その通りです。
- 委 員： 資料第 7 号のまま、答申文書となるのでしょうか。
- 事務局： 本日の都市計画審議会の後、事務局が答申書の表鑑を作成して、都市計画審議会が市長へ答申となります。
- 会 長： それでは、ご意見等が出尽くしたという事で、この原案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。
- 委 員： (各委員より異議なしの声)
- 会 長： 本案件は、全員賛成として原案のとおり承認することとします。
- 事務局： この段階で、経済建設部長と市街地整備課の者について、次の公務が控えておりますので、退席とさせていただいてよろしいでしょうか。
- 会 長： 認めます。

- 会長： 続きまして、名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局： (配布資料を使い説明)
- 会長： 一通り説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願いします。
- 委員： この議題の変更については適正な手続きの上、変更となっていると思われますが、次の報告事項にもあります特定生産緑地について、現在生産緑地地区所有者に対し、周知手続きについては現在どうなっておりますでしょうか。
- 事務局： 令和4年度に向けて、今年の7月に意向調査を開始しました。8、9月に意向の申出を受付しまして、現在取りまとめ中です。次回の都市計画審議会にて、報告予定です。令和3年度にも意向調査を行いますが、1回目の意向調査の後、変更がないか確認するものです。その後、申出に基づいて特定生産緑地の指定手続きを進めて参ります。
- 会長： 2段階チェックを行うという事ですね。
- 事務局： その通りです。
- 委員： 特定生産緑地の指定期間は30年間ではなく、10年間でしたでしょうか。
- 事務局： その通りです。10年ごとに特定生産緑地を継続についての意向調査、申出、指定手続きを取っていくことになります。
- 委員： 今回の解除の内容については、意見はないのですが、毎回こういった形で市街化農地が減って来ています。市街化農地は当初14haぐらいあったと思いますが、現在半分ぐらいに減って来ています。都市農業基本法制定により市街化区域の農地は、宅地化すべきものという位置付けだったが保全すべきものという見直され、県も保全していく動きがある中で、豊明市は何も保全するための施策を講じずに申出のまま、解除されているように見受けられますが、何か保全していく施策は考えておられますか。
- 事務局： 保全していくことは、考えておりません。71,000人までの人口増加を見据えていますが、市街化区域内の宅地は不足している状態です。生産緑地解除を進めている訳ではなく、市街化区域内の宅地確保を優先事項と考えています。また、生産緑地制度についても、継続したい所有者の意向を尊重し、特定生産緑地制度を活用して行きます。
- 委員： 71,000人の人口増加の話は、法律が改正される前の話で、人口が減少していく事は明らかです。前回審議会であった立地適正化計画にあるように市街化区域の中で都市集約を進めていく中では、そのお話は少し古いと思います。法改正があった背景には、住宅地の中の緑地について、住環境を良くするために緑地が必要であるとか、或いは住民がそこで交流するとか、農に親しむとかそういう価値が見直されたことがあります。国も県も計画を作りて奨励しています。具体的に言いますと市街化農地を残していく方法は、指定面積が500m²から300m²に緩和された、今まで一人の所有者が生産緑地を止めることで500m²を切ってしまい、道連れ解除となってしまう方が300m²の基

準であれば、続けられるかもしれない。これは条例で決めればやれる訳です。にもかかわらず、豊明市はやっていない。それから市民農園法も随分前に改正されて、農家の方が自ら市民農園を開設できるようになりました。市街化の農地が保全されて、所有者の方にも使用料として収入が入ります。この300m²の緩和や市民農園について、名古屋市や大府市は、既に手を打っています。また、公園面積について豊明市は国の基準を満たしていると言いますが、勅使池の水面面積が含まれており、現状は基準を満たしていないと考えます。市民緑地についても、民地を借りて市が木を植えて整備していくなど色々な方法があるのに検討されていない。そして、生産緑地指定から30年経過して、宅地化する方もいると思いますが、その中で都市計画課は、市街化区域の中の緑地を保全していく施策を持たなければならないと思います。

会長： 総合計画、都市計画マスタープラン、色々な街づくりの制度があります。緑地保全については、市民にとって身近なことでありますので、今後市民の関心が向く可能性は十分あり得ると思います。議会や都市計画マスタープラン等で検討していただきたいという貴重な意見として整理し、課、或いは市として方針を出すのもいいのかもしれません。

委員： 市の行政というものは、所管から動き出すものです。市街化区域の農地の事は、都市計画課の方達が所管していて詳しい訳ですので、ぜひ都市計画課から働きかけていただきたく思います。

会長： それでは、この案件について他にご意見がなければ、この原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

委員： （各委員より異議なしの声）

会長： 本案件は、全員賛成として原案のとおり承認することとします。

次に3報告事項の特定生産緑地について、事務局より説明をお願いします。

事務局： （配布資料を使い説明）

会長： 一通り説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願ひします。

ご質問もないようですので、報告事項はこれで終了といたします。

これをもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。議長の務めを事務局にお返しします。

委員の皆様にはご審議・ご意見いただきましてありがとうございました。

事務局： 本日の会議録につきましては、会議録署名者及び会長にご確認いただきましたら、委員の皆様に郵送させていただきます。

これをもちまして、令和2年度第1回豊明市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時35分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 2 月 16 日

議 長

井澤知旦



署 名

後藤 學



署 名

長谷川 寿一



